平成30年9月定例月議会提出条例のあらまし

- 議案第54号 大東市火災共済条例の一部を改正する条例
 - ・・(1) 火災等の共済見舞金の支給額を次のとおり変更します。

全焼・全壊 1,000,000 円 → 1,200,000 円

半焼・半壊 500,000 円 → 600,000 円

部分焼・部分壊または消火活動に伴う水・破損 200,000 円 → 250,000 円

その他

20,000 円 → 30,000 円

死亡弔慰金 500,000 円 → 600,000 円

- (2) この条例は、平成31年4月1日から施行します。
- 議案第55号 大東市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 - ・・(1) 課長補佐、上席主査および主査の職にある者に対する管理職手当を廃止します。
 - (2) 理事、部長、次長および課長の職にある者が、臨時または緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日等に勤務した場合等に支給する管理職員特別勤務手当を新設します。
 - (3) 職務の級が4級である職員の標準的な職務を見直し、昇格に係る制度を改めることにより、職員の労働意欲の向上に資する給与制度を構築します。
 - (4) この条例は、平成31年4月1日から施行します。
- 議案第56号 大東市立共同浴場条例を廃止する条例
 - ・・(1) 大東市立菊水温泉を廃止することに伴い、条例を廃止します。
 - (2) この条例は、平成30年12月1日から施行します。
- 議案第57号 大東市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例
 - ・・・(1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)が改正されたことに伴い、特定教育・保育の提供に係る受給資格等について、支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項に規定する通知をもって確認することとします。
 - (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成

- 18年法律第77号)が改正されたことに伴い、条文中の文言を整理します。
- (3) この条例は、公布の日から施行します。
- 議案第58号 大東市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例
 - ・・(1) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)が改正され、代替保育に係る連携施設の確保義務が緩和されたこと等に伴い、本条例についても同趣旨の改正を行います。
 - (2) 国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)が改正されたことに伴い、条 文中の文言を整理します。
 - (3) この条例は、公布の日から施行します。
- 議案第59号 大東市介護保険条例の一部を改正する条例
 - ・・・(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号)が改正されたことに伴い、条文中の文言を整理します。
 - (2) この条例は、公布の日から施行します。
- 議案第60号 大東市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 - ··(1) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)が改正されたことに伴い、放課後児童健全育成事業所に置く放課後児童支援員になることができる者として、専門職大学の前期課程を修了した者および5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって市長が適当と認めたものを加えます。また、学校の教諭となる資格を有する者について、教員の免許状を有する者に改正し、資格要件の明確化を図ります。
 - (2) この条例は、公布の日から施行します(一部を除く。)。
- 議案第61号 大東市立放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例
 - ・・・(1) 大東市立放課後児童クラブの土曜日の利用開始時刻を午前9時から午前8時30 分に変更します。
 - (2) この条例は、平成31年4月1日から施行します。